

共通仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、大野城市上下水道局（以下「甲」という。）が発注する26量水器（φ50, 75mm）購入に適用する。

(適用する法令等)

第2条 受注者（以下「乙」という。）が製造し、納入する量水器は、次の各号に掲げる法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。ただし、甲が特別に指定する場合を除く。

- (1) 計量法（平成4年法律第51号）及び特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号）に定める
「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）」
- (3) 日本工業規格（JIS規格）及びその引用規格
- (4) その他関連する法令等

(定義)

第3条 この契約における購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したものを納入することをいう。

(量水器の型式等)

第4条 この契約における量水器の型式等は次の各号に定めるところとする。

- (1) 量水器の型式及び主要寸法等は次の表に定めるところによる。

型式等	主要寸法	定格最大流量 Q3(m ³ /h)	計量範囲 Q3/Q1=R	流量値 (m ³ /h)	取付部規格等	その他
■φ50mm電子式■ 口径：φ50mm、上蓋：有 計量方式：たて型軸流羽根車式 指示部：電子式隔測表示器	全長560mm 全高250mm以下 芯高 100mm程度	40	100	Q1=0.4 Q2=0.64 Q3=40 Q4=50	上水規格フランジ（ボルト・ナット・ガスケット等同梱のこと）	伸縮管・電子式隔測表示器（操作用マグネット棒1点）、通信ケーブル15m等同梱のこと
■φ75mm電磁式■ 口径：φ75mm、上蓋：有 計量方式：電磁式 指示部：電子式隔測表示器	全長630mm 全高326mm以下 芯高110mm以下	100	200	Q1=0.5 Q2=0.8 Q3=100 Q4=125	上水規格フランジ（ボルト・ナット・ガスケット等同梱のこと）	伸縮管・電子式隔測表示器・通信ケーブル30m同梱・操作用マグネット棒1点

- (2) 量水器の塗装は次に定めるところによる。

- ① 本体外塗装 無し
- ② 上蓋塗装 濃赤紫 ：（日本水道メーター工業会番号：JWMM00-A07）
日塗工色番号：A95-30H、色相：R P

- (3) 量水器の主要素材は次に定めるところによる。

- ① 鉛レス銅合金とし、下表に示す素材のいずれかとする。

鉛レス銅合金の種類		材質記号
JIS H 5120	ビスマス青銅鑄物1種、2種	B
JIS H 5120	ビスマス青銅鑄物5種・6種	B
JIS H 5121	ビスマス青銅連鑄物3種	B
JIS H 5120	ビスマスセレン青銅鑄物1種	
JIS H 5120	シルジン青銅鑄物4種	E

- ② 上ケース及び下ケースの素材は同質のものとする。

- (4) 乙が甲に納入すべき量水器の個数は、特記仕様書に定めるところとする。

2 量水器には次に定めるところにより刻印を施すこと。

- (1) 量水器指針等指示部の縁辺部（金属部分）及び上蓋（上蓋付の量水器に限る。）に①製造年（西暦）、②市章（輪郭線）及び③量水器番号の順で刻印を施すこと。また、刻印内容の詳細は特記仕様書に定めるところとする。
- (2) 量水器本体ケース部の上方又は側方から容易に見える位置に、製造年（前号①に同じ。）を鋳出し又は刻印して表示すること。

3 量水器の表示項目及び表示範囲は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 計量単位 (m³・L)
- (2) Q 3 の値
- (3) Q 3 / Q 1 の値 (R=100でも可)
- (4) 型式承認番号
- (5) 製造業者の名称又は登録商標
- (6) 製造年 (西暦)
- (7) 製造番号
- (8) 流れの方向
- (9) 取付姿勢V又はHの文字 (垂直V又は水平H位置だけに作動するメーターの場合)
- (10) 表示範囲

量水器の表示範囲は「表-1 量水器の表示範囲」による。

表-1 量水器の表示範囲

Q3	表示範囲の最小値
m ³ / h	m ³
Q3 ≤ 6.3	9 999
6.3 < Q3 ≤ 63	99 999
63 < Q3 ≤ 630	999 999
630 < Q3 ≤ 6300	9 999 999

(量水器の検定等)

第5条 乙は、納入の前月又は納入月に計量法及び関連法令に基づく検定又は検査を受けるものとする。

また、検定又は検査を受けた量水器には、検定証又は基準適合証印のいずれかを付すこと。

(納入方法等)

第6条 納入方法等は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 納入方法

量水器はすべて通水口にキャップをした上で、段ボール箱に、型式別に下表に定める個数を詰め納入すること。また、パッキンを別袋に封入して納入すること。

型式等	1箱あたりの個数
φ50mm電子式	1
φ75mm電磁式	1

- (2) 添付資料

A 4 サイズの器差成績表、請求書(局指定様式)各1部。

※納品数が確認できる写真を工場出荷時及び納入時に各口径・種類別に撮影すること。

なお、撮影の際は業務名・発注者名(大野城市)・状況を説明する黒板を含めること。

(支払い)

第7条 乙は、納品後発注者の行う検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

甲は、適正な請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

(その他の事項)

第8条 この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

特 記 仕 様 書

1. 件 名 26量水器（φ 50, 75mm）購入
2. 納入場所 上下水道局水町倉庫（大野城市御笠川2丁目15番地内）
3. 履行期間 契約日の翌日から令和8年11月30日まで
4. 納入数量

型式等	納入期限	納入個数
φ 50mm電子式	令和8年11月30日	2
φ 75mm電磁式	令和8年11月30日	3
計		5

5. 刻印内容

共通仕様書第4条第2項第1号に定める刻印内容の詳細は、次の表のとおりとする。

型式等	製造年(西暦)	量水器番号(先頭)	量水器番号(末尾)
φ 50mm電子式	26	302038	302039
φ 75mm電磁式	26	701017	701019

水道メーターの納入に係る納品カードについて

1. 納品に際しては、以下に定める納品カードを、納品箱毎に装着しておくこと。
なお、納品カードは、納品箱を積み重ね(保管)した状態で、よく視認できる位置に装着すること。
2. 納品カードの記載方法は、以下の例に準ずること。

The diagram shows a delivery card with the following fields and callouts:

- ① 納品の年月(西暦) ※納期毎に変える**: Points to the date field "年月: 2026/08".
- ② 会社名**: Points to the company name field "(株)○○○○○○○○".
- ③ 量水器の型式(注1)**: Points to the model field "型式: φ13 蓋無 新品".
- ④ 「新品/修理」区分: 修理の場合は「修理」と表示**: Points to the status field "箱番号: 001".
- ⑤ 箱番号: 量水器の種別に箱番号を付ける「001～」**: Points to the serial number field "刻印番号: ○○○○○○ ~ ○○○○○○".
- ⑥ 刻印番号: 箱中の量水器の刻印番号**: Points to the first part of the serial number field.

【注1 量水器の型式と納品カード上の記載の対応表】

型式等	納品カード上の記載
φ50mm電子式	φ50電子式
φ75mm電磁式	φ75電磁式